



府消委第 267 号

平成 26 年 10 月 31 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成 26 年 7 月 23 日付け消食表第 165 号をもって諮問のあった件につき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第 19 条の 13 第 5 項の規定により下記のとおり答申します。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第 7 条第 1 項及び生鮮食品品質表示基準第 7 条第 1 項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
(平成 12 年農林水産省告示第 517 号)

諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

※別添の諮問案は、消費者委員会ホームページに掲載
<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>